

平成30年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年1月10日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第1回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男 (欠席)
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画 (利用権の設定) について
- ・議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 中 村 敬一郎

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、26番西川委員より欠席の届出及び32番和佐野委員より所用にて遅れますとの連絡
が 있습니다。従いまして、ただ今の出席委員は35名であります。よって委員定数の過
半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に24番原田委員、27番穴見
委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計25件ございます。以上、
報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません。本件について、
質問や意見はありませんか。19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) あっせん通知書の中に、農地に作物等があった場合、通知書の中に記載をお願
ひいたします。
- 事務局 申請時に確認いたします。
- 議 長 他にありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾) 4頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。8番窪山委員。
- 8番 (窪山) 周辺が宅地造成され排水が悪くなるために宅地並に地上げを行い、畑として利用す
るものです。作付けは野菜の計画です。排水については新設される水路を利用されます。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 (和佐野委員入室) 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を
議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）10頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。32番和佐野委員あっせん委員の推薦をお願いします。

32番 （和佐野委員）2番松尾委員と24番原田委員にお願いしたいと思います。

議長 2番松尾委員よろしいですか。

2番 （松尾委員）はい、了解いたしました。

議長 24番原田委員よろしいですか。

22番 （田子森委員）はい、了解いたしました。

議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に32番和佐野委員、2番松尾委員、24番原田委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は2番松尾委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

2番 （松尾委員）24番原田委員と32番和佐野委員にお願いしたいと思います。

議長 24番原田委員よろしいですか。

24番 （原田委員）はい、了解いたしました。

議長 32番和佐野委員よろしいですか。

32番 （和佐野委員）承知しました。

議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

32番 （和佐野委員）2番松尾委員と24番原田委員にお願いしたいと思います。

議長 2番松尾委員よろしいですか。

2番 （松尾委員）はい、了解いたしました。

議長 24番原田委員よろしいですか。

22番 （田子森委員）はい、了解いたしました。

議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に32番和佐野委員、2番松尾委員、24番原田委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

32番 （和佐野委員）2番松尾委員と24番原田委員にお願いしたいと思います。

議長 2番松尾委員よろしいですか。

2番 （松尾委員）はい、了解いたしました。

議 長 24番原田委員よろしいですか。
22番 (田子森委員) はい、了解いたしました。
議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に32番和佐野委員、2番松尾委員、24番原田委員を選任します。よろしく申し上げます。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号5番について、あっせん委員を選任する必要があるが、担当委員の7番井上委員どなたか推薦をお願いします。
7番 (井上委員) 10番釜堀委員、22番田子森委員にお願いしたいと思います。
議 長 10番釜堀委員よろしいですか。
10番 (釜堀委員) はい、承知しました。
議 長 22番田子森委員よろしいですか。
22番 (田子森委員) はい、承知しました。
議 長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に7番井上委員、10番釜堀委員、22番田子森委員を選任します。よろしく申し上げます。
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号6番について、あっせん委員を選任する必要があるが、担当委員の3番田中委員、どなたか推薦をお願いします。
3番 (田中委員) 6番櫻木委員にお願いしたいと思います。
議 長 6番櫻木委員よろしいですか。
6番 (櫻木委員) はい、承知しました。
議 長 それでは、審議番号6番のあっせん委員に3番田中委員、6番櫻木委員を選任します。よろしく申し上げます。
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。
事務局 (寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号7番について、あっせん委員を選任する必要があるが、担当委員の3番田中委員、どなたか推薦をお願いします。
3番 (田中委員) 6番櫻木委員にお願いしたいと思います。
議 長 6番櫻木委員よろしいですか。
6番 (櫻木委員) はい、承知しました。
議 長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に3番田中委員、6番櫻木委員を選任します。よろしく申し上げます。
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。
事務局 (寺岡) 審議番号8番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号8番について、あっせん委員を選任する必要があるが、担当委員の13番矢野委員、どなたか推薦をお願いします。
13番 (矢野委員) 25番石井委員にお願いしたいと思います。
議 長 25番石井委員よろしいですか。
25番 (石井委員) はい、承知しました。
議 長 それでは、審議番号8番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。よろしく申し上げます。

次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号9番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号9番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の25番石井委員、どなたか推薦をお願ひします。

25番 (石井委員) 13番矢野委員にお願ひしたいと思ひます。

議長 13番矢野委員よろしいですか。

13番 (矢野委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号9番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号10番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号10番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の35番小嶋委員、どなたか推薦をお願ひします。

35番 (小嶋委員) 34番日吉委員にお願ひしたいと思ひます。

議長 34番日吉委員よろしいですか。

34番 (日吉委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号10番のあっせん委員に34番日吉委員、35番小嶋委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号11番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号11番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の34番日吉委員、どなたか推薦をお願ひします。

34番 (日吉委員) 35番小嶋委員にお願ひしたいと思ひます。

議長 35番小嶋委員よろしいですか。

35番 (小嶋委員) はい、了解しました。

議長 それでは、審議番号11番のあっせん委員に34番日吉委員、35番小嶋委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号12番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号12番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号12番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の21番伊藤委員、どなたか推薦をお願ひします。

21番 (伊藤委員) 14番古川委員にお願ひしたいと思ひます。

議長 14番古川委員よろしいですか。

21番 (伊藤委員) はい、了解しました。

議長 それでは、審議番号12番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号13番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号13番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号13番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の1番小林委員、どなたか推薦をお願ひします。

1番 (小林委員) 議長。この案件については辞退したいと思ひます。私は申請者の方も良く知り

ませんので辞退をさせていただきたい。

議長 辞退ですか。事務局そのへんをちょっと・・・。

それでは、暫時休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。

議長 それでは、会議を再開いたします。審議番号13番は、申出者が遠方でもありますので内容をもう一度確認させていただくということで保留とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局 次に13頁、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。(河辺)13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。16頁まで14件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。29番井手委員。

29番 (井手委員) 審議番号1番について説明します。同じ集落の方であり譲渡し人の離農と譲受人の経営拡大により売買の申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 12番です。譲受人と譲渡し人のお父さん同士が兄弟でいままで耕作は譲受人がおこなっておりましたが譲渡し人の離農により贈与によることで話がついたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人と譲渡し人は遠縁であり譲渡し人が体をこわされ労力不足になったため譲受人が売買にて今回の申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。

31番 (森委員) 審議番号4番について説明します。農地付空き家の案件です。譲受人については、現在、他市に在住されておりますが、朝倉市に勤務され通勤されております。農業の経験はご

ございませんが家庭菜園をしたいと農機具は空き家の所有者より譲受されるそうです、また農業について、近所の方に助言をいただいたらどうかと、12月27日に申請者との面談時に話しております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。
31番 (森委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲渡し人の労力不足によるもので譲受人と売買にての申請です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。
22番 (田子森委員) 審議番号6番について説明します。申請については、譲渡し人の労力不足と譲受人の経営拡大にて売買で話がまとまり申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
18番 (樋口委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人は高齢での離農で、譲受人の農地の隣接地です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
19番 (橋本委員) 審議番号8番について説明します。譲渡し人は今回の災害(7月5日九州北部豪雨)にて被災をされた方で、災害により規模を縮小するため、規模拡大を計画していた譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 審議番号9番について説明します。譲渡し人は今回の災害(7月5日九州北部豪雨)にて被災をされた方で、災害により規模を縮小するため、規模拡大を計画していた譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。
- 17番 (大山委員) 審議番号10番について説明します。譲渡し人は今回の災害(7月5日九州北部豪雨)にて被災をされた方で他市へ行かれるそうで、譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番ですが、25番石井委員が関係いたしますので審議が終わるまで石井委員には、退室をお願いいたします。(25番委員、退室後。)
それでは、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。
- 13番 (矢野委員) 審議番号11番について説明します。所有者の離農に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。審議が終わりましたので、25番石井委員の入室をお願いします。(25番委員 入室後。)
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。
- 35番 (小嶋委員) 審議番号12番について説明します。譲渡し人は今回の災害(7月5日九州北部豪雨)にて規模を縮小するとのことで、譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 審議番号13番について説明します。譲渡し人は高齢での離農で、譲受人との
間で売買にての申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判
断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。
次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
- 14番 (古川委員) 審議番号14番について説明します。譲渡し人は高齢にて他県にいる〇〇さん
と一緒に暮らしてあります。譲受人の農地の近くですので今回、相談されて売買にて申請で
す。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議
方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。
ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:59~15:15〉

- 議 長 それでは、会議を再開いたします。審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
事務局 (松尾) 議案第4号及び第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説
明。(ビデオ放映)
- 議 長 それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局
の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 17頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろし
くお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。12番高着委員。
- 12番 (高着委員) 審議番号1番について説明します。理由は、アパート経営による家賃収入を得
るため、集合住宅(1棟16戸)を建築するものです農地法の運用について、10ha以上の
第1種農地、集落接続に該当。農用地区域外です。雨水排水は既存の水路に流すそうです。
家庭用排水は浄化槽にて処理するそうです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく
お願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。

20番

(羽野委員) 審議番号2番について説明します。転用目的は現在の車庫への通路が通行不可になるため、近くに臨時の簡易車庫を設けるもので、一時転用です。農用地区域内、農用地区域内農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長
全委員

担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番

(橋本委員) 審議番号3番について説明いたします。土地が低く水はけが悪いため地上げを行い、田として利用するための一時転用です。盛土が130cm、地上げ後の作付予定は、水稲となっています。用水については分水溝を嵩上げしてそこから取るそうです。排水は既設側溝に流すそうです。農用地区域内、農用地区域内農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、18頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

(松尾) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。21頁まで10件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番

(徳田委員) 審議番号1番について説明します。現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ雨水排水は既存の水路に流すそうです。農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番

(後藤委員) 審議番号2番について説明します。理由は、ブロック塀が7月5日豪雨災害で被災し、道路が2mと狭いため1m広げ復旧工事用の仮設通路による一時転用です。農事組合長の承諾も得てあります。農地法の運用についてその他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
5番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、露天資材置場、事業拡張により資材置場が不足しているためです。区長の承諾も得てあります。雨水は既存の側溝へ流します。農地法の運用について、その他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
8番 (窪山委員) 審議番号4番について説明します。転用目的は貸店舗2棟で理由は、申請地は交通の便が良く、周辺に多くの商業施設が集積していて集客の相乗効果が見込まれるため貸店舗を建設するものです。農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。
22番 (田子森委員) 申請目的は、自己用住宅。理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽にて処理します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
18番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。自宅が7月5日豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。10ha以上の一団の農地に該当。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。
- 17番 (大山委員) 審議番号7番について説明します。転用目的は露天資材置場です。豪雨災害後、資材置き場が不足しているため拡張するものです。農用区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。
- 6番 (櫻木委員) 審議番号8番について説明します。申請地は国道沿いの農地で重機のリースをしていますが既存敷地では狭く、建設機材置き場に苦勞しているため、隣接地に資材置場を地上げして整備するものです。10ha以上の一団の農地に該当。農用区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。別に問題はないと思ひます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。
- 9番 (田中委員) 審議番号9番について説明します。自宅敷地が狭いため、農業用倉庫が無いために、自宅横の農地に農業用倉庫を建築するものです。隣接者の承諾も得てあり、雨水については既設の水路へ流すそうです。農用区域外、第3種農地、高速道路の出入り口から300m以内の農地に該当します。別に問題はないと思ひます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 審議番号10番について説明します。転用目的は自己用住宅、自宅が7月5日の災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。農用区域外、第3種農地、市役所から300m以内の農地に該当します。問題はないと思ひます。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。
- 次に、22頁、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 22頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明

を求めます。12番高着委員。

12番
議長 (高着委員) ありません。

27番
議長 (穴見委員) ありません。

30番
議長 (大隈委員) ありません。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議長 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2番
議長 (松尾委員) ありません。

24番
議長 (原田委員) ありません。

32番
議長 (和佐野委員) ありません。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議長 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2番
議長 (松尾委員) ありません。

24番
議長 (原田委員) ありません。

32番
議長 (和佐野委員) ありません。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議長 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2 番 (松尾委員) ありません。
議 長 2 4 番原田森委員。
2 4 番 (原田委員) ありません。
議 長 3 2 番和佐野委員。
3 2 番 (和佐野委員) ありません。
議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2 番松尾委員。
2 番 (松尾委員) ありません。
議 長 2 2 番田子森森委員。
2 2 番 (田子森委員) ありません。
議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
7 番井上委員。
7 番 (井上委員) ありません。
議 長 1 0 番釜堀委員。
1 0 番 (釜堀委員) ありません。
議 長 2 2 番田子森委員。
2 2 番 (田子森委員) ありません。
議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2 8 番宮本委員。
2 8 番 (宮本委員) ありません。
議 長 3 6 番才田委員。
3 6 番 (才田委員) ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番 松尾委員。
議長 (松尾委員) ありません。
24番 原田森委員。
議長 (原田委員) ありません。
32番 和佐野委員。
議長 (和佐野委員) ありません。
議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
13番 矢野委員。
議長 (矢野委員) ありません。
25番 石井森委員。
議長 (石井委員) ありません。
議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号10番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
13番 矢野委員。
議長 (矢野委員) ありません。
25番 石井森委員。
議長 (石井委員) ありません。
議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。
次に、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号11番について、あつせん委員の補足説明を求めま
す。9番田中委員。
9番 (田中委員) ありません。
議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求め
ます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。
次に、審議番号12番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号12番について、あつせん委員の補足説明を求めま
す。11番徳永委員。
11番 (徳永委員) ありません。
議 長 16番鶴川森委員。
16番 (鶴川委員) ありません。
議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求め
ます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:03)